

第6回浜田市農業委員会総会会議事録

日時：令和3年7月27日（水）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（11名）

3番 佐々木京子 5番 川本 聖光 6番 野上 省三 9番 河崎 健 10番 宮崎 龍生
11番 玉田 一 14番 中田 善喜 15番 林 秀司 16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之
18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1番 前田 正典 2番 徳田マスエ 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人 6番 領家 悟
8番 岡本 定文 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 13番 渡邊 弘登 14番 河野 恒弘
16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（8名）

1番 原田 義一 2番 三浦 寿紀 4番 柿元 信次 7番 岡本 健治 8番 青葉 真
12番 高橋 伸幸 13番 大崎 健太 19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員（4名）

3番 永見 繁廣 9番 藤若 裕香 10番 橋本 安信 14番 近重 邦昭

3 提出議案

○議案

- 議第1号 農用地利用集積計画の策定について
- 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第4号 転用統制外証明願について
- 議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
- 議第6号 農業委員会活動計画(案)について
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- 議第7号 令和3年度農作業標準賃金(案)について

○協議・報告事項

- 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
- 農地パトロールについて

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

事務局	<p>それでは、皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、原田会長、三浦会長代理からそれぞれ、どうしてもご事情があって出席できないので、大変申し訳ないが欠席させてほしいという連絡がございました。つきましては、5月の総会の時にもお願いしたのですが、席次番号3番の佐々木委員に本日の議長をお願いしたいと思いますが、皆様方如何でしょうか。</p> <p>～ 全員 拍手 ～</p> <p>ありがとうございます。佐々木委員、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>おはようございます。それでは、よろしく願いします。</p> <p>ただいまから、第6回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、農業委員の 1番 原田会長、2番 三浦会長代理、4番 柿元委員、7番 岡本委員 8番 青葉委員、12番 高橋委員、13番 大崎委員、19番 松山委員</p> <p>推進委員の 3番 永見委員、9番 藤若委員、10番 橋本委員、14番 近重委員 以上12名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、2番 徳田推進委員から届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、18番 奥迫委員、5番 川本委員です。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>「議第1号、農用地利用集積計画の策定」について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、「農用地利用集積計画の策定について」ご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。</p> <p>今回、申し出のありました利用権設定は、19件、56筆、69,441.99㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は7月30日を予定しており、利用権設定については開始</p>

	<p>日を8月1日以降としております。 農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。 どなたか、ございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、今回の「議第1号、農用地利用集積計画の策定について」、ご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。挙手多数ということで、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局の説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>農地法第4条申請について、説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、周布町〇〇の田、105㎡です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の(第一種住居地域)で、農地区分は第3種農地に該当いたします。 当該申請の転用目的は「庭園」でございますが、「第4条の1号」の「顛末書」のとおり、既に平成10年頃から庭として使用されています。 なお、申請地の西側は宅地、北側及び東側は申請人所有の農地に面しており、南側は宅地と農地に面し、農地所有者には同意を得られておりました、周囲に影響を及ぼすことはないということでございました。</p> <p>続きまして、2号について、説明いたします。 申請地は、日脚町〇〇の畑、59㎡です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の(第一種住居地域)で、農地区分は第3種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、倉庫でございますが、資料11ページ「第4条の2号」の「始末書」のと</p>

	<p>おり、既に昭和 28 年頃に倉庫が建設されております。なお、雨水につきましては、全面、道路側溝に流しておられまして、周辺への影響はないと思われませんが、万が一近隣から苦情があった場合には、誠意をもって対処するというところでございました。</p> <p>農地法第 4 条申請については、以上 2 件でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請について説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。1 号及び 2 号について、一括して、前田推進委員お願いします。</p>
前田推進委員	<p>7 月 15 日に、事務局 2 名と私、3 名で現場確認しまして、既に出ておりますように、顛末書及び始末書が付いておりますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>「議第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございます。挙手多数です。以上で、「議第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について」は承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 5 条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。議案の 3 ページの 1 から 2 号と資料をご覧ください。</p> <p>1 号につきましては、国分町〇〇の畑、161 m²です。場所は、〇〇でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第 2 種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、「駐車場と庭」で、工事期間は許可日から令和 3 年 9 月末日となっております、</p>

	<p>利用期間は許可日から永久となっております。なお、特に敷設等を行わない予定ですが、周辺の農地に影響がないよう万全を期し、また、被害の及ぶ恐れはないと思われませんが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処するというところでございます。</p> <p>続きまして、2号について、説明いたします。 場所は、三隅町下古和〇〇ほか1筆の田、合計面積1,039㎡です。 場所は、〇〇でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（外）で、農地区分は第2種農地に該当いたします。これにつきましては、昨年度に第5条申請を一旦提出されていますが、後で出てきます議案4ページの協議・報告事項のとおり、許可の取消し願いが提出されておりますので、あわせて、報告いたします。当該申請の転用目的は個人住宅で、工事期間は許可日から令和4年3月31日まで、利用期間は許可日から永久となっております。親族間の使用貸借となっております。なお、住宅の汚水排水は、市道内の公共下水道に接続・処理し、周囲に影響を及ぼす恐れはないと思われませんが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処するとのことでございます。</p> <p>農地法第5条申請につきましては、以上2件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。 担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、14番 中田委員もしくは河野推進委員、お願いいたします。</p>
中田委員	<p>7月15日に、推進委員さん及び市の担当者の方と現地の確認に参りました。住宅の裏側の方に当たっておりまして、特に他の方には迷惑がわからないようでございますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2号について、6番 野上委員もしくは領家推進委員、お願いします。</p>
野上委員	<p>市の担当者2名と領家委員と現地確認いたしました。出されておりますとおりで、実際に問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、「第5条申請について」全て説明が終わりました。 皆様方から何かございましたらお願いいたします。ございませんか。</p>
林委員	<p>後ほど、農地法第5条の規定による許可の取り消しについてという、協議・報告事項がありますので、これと併せて議論されたほうがいいような気がしますがけれども、どうでしょうか。</p>

議 長	皆さん、どうですか。一緒に説明を聞いた方が分かりやすいですね。それでは、事務局、よろしくお願いします。
事務局	<p>今回、事務局も資料を作成するにあたり、事務局としてもそのように感じておりました。</p> <p>それでは、「協議・報告事項 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を説明させていただきます。</p> <p>昨年9月の総会において審議許可された案件で、該当地に個人住宅を建設する予定でしたが、崖崩れ等の兼ね合いから、建物の配置変更と計画変更により、隣接地も含めて農地転用が必要となり、取り消し願が提出されました。その後、先ほどの申請が提出されたというものでございます。</p>
議 長	皆さん、今説明がありました、お分かりになりましたでしょうか。
事務局	崖との兼ね合いから建物の位置変更を考えられまして、今回の新たな5条申請を出されるのに、同時と言いますか、直前に取り消し願を提出されました。取り消し願は報告事項ということで、議案の作り方で後の方に入れてしまい、分かりにくくなってしまいましたが、本日同時に出させていただいたということでございます。
議 長	他にありませんか。
事務局	5条許可の取り消しについては、今まで総会に報告がありませんでしたが、他市町村の農業委員会に確認しましたところ、報告しておられましたので、今回から報告させていただくことといたしました。
議 長	<p>よろしいでしょうか。それでは、採決に入りたいと思います。</p> <p>「議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	ありがとうございます。挙手多数により、「議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について」は承認されましたので、そのように処理をいたします。
議 長	続きまして、「議第4号 転用統制外証明願について」、事務局の説明

事務局	<p>をお願いいたします。</p> <p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。 非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。 議案の 3 ページの 1 号と資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、港町〇〇の畑、673 m²です。場所は、〇〇です。 当該申請地は、20 年以上前に耕作放棄し、平成年月日不詳により原野となって現在に至っています。また、あわせて周辺も宅地化しており、今後も耕作の見込みはないということで、今回の申請が提出されています。 転用統制外証明願は、以上 1 件です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 長野推進委員、お願いします。</p>
長野推進委員	<p>7 月 15 日に、松山委員と事務局の皆さんとで現地を確認いたしました。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 質問等、ありませんでしょうか。</p>
議長	<p>では、採決に入ります。「議第 4 号 転用統制外証明願について」、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員挙手で、「議第 4 号 転用統制外証明願について」は承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議長	<p>「議第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と「議第 6 号 令和 3 年度農業委員会活動計画について」、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	(事務局より説明)
議長	以上で、議第5号と議第6号について、説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。
議長	では、採決に入ります。 「議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と「議第6号 令和3年度農業委員会活動計画につきて」、ご承認される委員の挙手をお願いいたします。
委員	～ 全員 挙手 ～
議長	ありがとうございました。全員挙手ということで、「議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と「議第6号 令和3年度農業委員会活動計画について」は承認されましたので、そのように処理をいたします。
議長	続きまして、「議第7号 令和3年度農作業標準賃金について」、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(事務局より説明)
議長	以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、お願いします。ありませんか。 無いようですので、「議第7号 令和3年度農作業標準賃金について」、ご承認いただける委員の挙手をお願いします。
委員	～ 全員 挙手 ～
議長	ありがとうございます。全員挙手ということで、「議第7号 令和3年度農作業標準賃金」については、承認されましたので、そのように処理をいたします。

議 長	続きますして、協議・報告事項、農地法第5条の規定による許可の取り消しについてですが、これは、先ほど説明が終わっていますので除きます。
議 長	続きますして、協議・報告事項、農地パトロールについて、事務局の説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
議 長	以上で、農地パトロールについての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。
議 長	その他事務局からありましたらお願いします。
議 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。ほかにありませんか。
議 長	無いようです。以上を持ちまして、第6回総会を終了します。

終了 午前11時10分